

## 中国税務速報

2019年1月21日

### 1. 国家税務総局による「個人所得税専項附加扣除操作弁法（試行）」に関する公告について

国家税務総局は「中華人民共和国個人所得税法」と「国務院による個人所得税特定項目付加控除暫定施行弁法に係る通知」（国発（2018）41号）を確実に遂行する為に、「個人所得税特定項目付加控除操作弁法（試行）」を制定しました。ここに公布し、2019年1月1日から施行します。

<http://www.chinatax.gov.cn/n810341/n810755/c3961713/content.html>

### 2. 国家税務総局による部分的な税収規範性文書の廃止・修正に関する公告について

「国家税務総局による20項目の税務証明事項の取消に関する公告」（国家税務総局公告（2018）65号）により、国家税務総局は部分的な税収規範性文書を廃止・修正します。ここに以下のとおり公告を行います。

- 1) 「国家税務総局による飼料生産企業の飼料に係る増値税免除審査手順の調整に関する通知」（国税発（2003）114号）を廃止します。
- 2) 「国家税務総局による飼料商品の免除増値税審査手順後の後続管理の強化に関する通知」（国税発（2004）884号、国家税務総局（2018）31号修正）の第一条を廃止します。
- 3) 「国家税務総局による税務行政許可事項手続の簡素化に関する公告」（国家税務総局（2017）21号公布、国家税務総局（2018）31号修正）を修正します。
- 4) 本公告を公布日から施行します。

<http://www.chinatax.gov.cn/n810341/n810755/c4000192/content.html>

### 3. 国家税務総局による小型薄利企業の所得税年度納税申告手続の簡素化に関する公告について

小型薄利企業の納税申告負担を引き下げるため、「国家税務総局による税務システムの「放管服」改革の更なる推進、税収環境の改善に関する若干の意見」（税総発（2017）101号）の精神に基づき、ここに帳簿による納税方式を採用する小型薄利企業（以下「小型薄利企業」と略称します）による「中華人民共和国企業所得税年度納税申告書（クラスA、2017年版）」（国家税務総局2017年第54号公布、国家税務総局公布2018年第57号修正）の記入に関する事項の公告を公布します。

<http://www.chinatax.gov.cn/n810341/n810755/c3956705/content.html>

### 4. 税関総署による関税保証保険の総合納税と再保証に関する公告について

輸出入関連の貿易環境の更なる最適化を行い、越境貿易の利便化を促進するため、税関総署は関税保証保険通関業務の試行範囲を拡大することを決定しました。ここに関連事項について以下のとおり通知を行います。

- 1) 企業は「関税保証保険表」をもって総合納税を行い、関連する事項を「税関総署（2017）45号、（2018）70号」により執行します。
- 2) 税関総署、銀保監会公告の2018年第155号に定められた納税期限保証に対して、企業の保険額納付状況に応じて保険期間に再利用することができます。
- 3) その他の事項を税関総署、銀保監会公告の2018年第155号公告により執行します。

本公告を2019年1月1日から施行します。

<http://www.customs.gov.cn/customs/302249/302266/302267/2162521/index.html>

## 5. 国務院関税税則委員会による 2019 年輸出入暫定的な税率などの調整案に関する通知

経済の健全な発展・輸出入貿易の成長を促進する為に、「中華人民共和国輸出入関税条例」の関連規程に基づき、2019年1月1日から部分的な商品の輸出入関税を調整します。ここに「2019年輸出入暫定税率などの調整案」を公布します。

### 1) 輸入関税税率の調整

#### (1) 最恵国税率

ア. 2019年1月1日から、706項目の商品に対して輸入暫定税率を施行します。2019年7月1日から、14項目の情報技術産品に対して輸入暫定税率を取消し、同時に1項目の輸入暫定税率の適用範囲を縮小します。

イ. 「中華人民共和国の世界貿易機関加入に係る関税減算表修正案」の付表での情報技術産品最恵国税率に対して、2019年7月1日から第四回の減税を施行します。

#### (2) 関税割当額税率

小麦等8種に対しては関税割当額管理を継続し、関税税率は変更しません。そのうち、尿素・複合・リン酸水素ナトリウムの関税割当額税率に対して1%の輸入暫定税率を継続します。割当額外の一定数量の輸入綿花に対してはスライド税率を適用し、適時の調整を行います。

#### (3) 協定税率

ア. 国家間あるいは特定地区と協定した貿易あるいは関税優遇協定によると、これまで国務院に批准された協定税率減税案が施されたほかに、2019年1月1日から、ニュージーランド、韓国などの国家又はアジア太平洋貿易協定国との協定税率をより一層引き下げます。中国本土・香港・マカオ「経済連携緊密化協定取決め」（以下「協定」と略称します）により、「協定」を施行してからは、中国本土が関連国際協定の中で特別な産品を除いて、香港・マカオの原産産品に全面的に無関税を実施します。

イ. 最恵国関税税率が協定関税税率より低率或いは同率である場合は、関連協定により執行します。

#### (4) 特惠税率

アジア太平洋貿易協定により、アジア太平洋貿易協定下の特惠税率をより一層引き下げます。

### 2) 輸出関税税率

2019年1月1日から、アイロンなどの108項目の輸出商品に対して輸出関税或いは輸出暫定税率を徴税することを継続し、関税税率は変更せず、94項目の輸出暫定税率を取消します。

以上の方案は、別途規定されているほか、2019年1月1日から施行します。

[http://gss.mof.gov.cn/zhengwuxinxi/zhengcefabu/201812/t20181221\\_3101662.html?from=timeline&isappinstalled=0](http://gss.mof.gov.cn/zhengwuxinxi/zhengcefabu/201812/t20181221_3101662.html?from=timeline&isappinstalled=0)